

文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程

第1章 総則

(学則との関係)

第1条 大学院芸術研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の履修については、文星芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び文星芸術大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この履修規程による。

(課程及び専攻)

第2条 研究科に次の課程及び専攻を置く。

博士前期課程 美術専攻

博士後期課程 美術専攻

(入学者及び進学者の選考)

第3条 入学者及び博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学する者の選考及び合格者の決定は、文星芸術大学大学院芸術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行う。

(指導教員)

第4条 学生の履修、研究及び学位論文の指導のため、指導教員を置く。

2 博士前期課程の指導は、研究指導教員及び研究指導補助教員をもって充てる。

3 博士後期課程の指導は、研究指導教員をもって充てる。

4 指導教員は、履修指導に当たって学期ごとに、出席状況やレポート及び面接などによって各教科の理解度、進捗を把握し、その成績に応じて学生ごとに必要な助言と指導を行う。

5 指導教員は、学生の指導に当たって当該研究分野における国内外の論文等の検索、講読法等を早期に教授し、研究への導入並びに進捗を促すように努める。

6 指導教員は、少なくとも毎月1回の検討会や研修セミナー等を通して研究の指導に努め、作品の制作、学位論文の作成方法等についても適宜指導を行う。

(学部開講科目の受講)

第5条 指導教員が必要と判断した場合、学部開講の基礎理論又は基礎実技に関する授業科目の履修を指示することがある。

第2章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第6条 博士前期課程の授業科目、単位数については別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程の授業科目、単位数については別表第2のとおりとする。

(履修方法)

第7条 学生は、専攻に係る授業科目について、博士前期課程は34単位以上、博士後期課程は14単位以上を修得しなければならない。

2 博士前期課程は、1年次終了時において、修得単位数がA群4単位、B群2単位以上、C群6単位以上でなければ原則として2年次への進級を認めない。

(履修届・履修計画書の提出)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を履修届に記入し提出しなければならない。また、指導を受けようとする研究事項を研究計画書に記入し、主指導教員の認印を得て、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

- 2 履修届又は研究計画書を提出しない授業科目等については、受講しても単位を与えることがない。
- 3 単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。
- 4 履修届又は研究計画書を提出した授業科目の変更、取消の取り扱いについては、その都度指示する。
- 5 年次指定科目を設けることがある。
- 6 研究科目の時間に、他の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得なければならない。

(実習の実施)

第9条 博士後期課程の学生は、学外実習についてあらかじめ主指導教員の承認と指導のもとに、公設の研究機関又は民間研究施設等において、一定期間研究開発業務に従事することができる。

- 2 前項の民間の研究施設とは、企業における研究所・開発研究部等で、学位論文研究を実施するのに必要な施設・態勢が整備されている機関をいう。
- 3 学生は、実習のテーマについて、あらかじめ実習計画書(様式博士1)を作成し、研究科長に提出するものとする。
- 4 学生は、実習終了後、実習内容の概要をまとめた実習報告書を作成し、指導教員に提出しなければならない。

(実習結果報告書の提出)

第10条 指導教員は、前条第4項による報告書に基づき判定を行い、実習結果報告書(様式博士2)を作成し、研究科長に提出するものとする。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第11条 学生は、指導教員が必要と認めた場合に限り、他の大学院等の授業科目を履修することができる。

(試験)

第12条 試験は、毎学期末において授業担当教員が行う。ただし、特別の事情がある場合には、学期の途中において行うことができる。

(受験資格)

第13条 受験資格は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 履修届又は研究計画書を提出済の者
- (2) 必要な研究指導を受け、指導教員が認める者。
- (3) 授業料その他所定の学生納付金を納入済の者。ただし、授業料等納入を免除された者及び納入延期を認められた者はこの限りではない。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、不可を不合格とする。

- 2 前項の評価は次の基準による。
 - (1) 秀 100点より95点まで 学習目標の内容をほぼ完全に理解し、かつ応用する力がついていると認められる
 - (2) 優 94点より80点まで 学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められる
 - (3) 良 79点より70点まで 学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる
 - (4) 可 69点より60点まで 学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる
 - (5) 不可 59点以下(不合格) 学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる。または出席不足、試験放棄等。

(追試験)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、所定の時期に受験できなかった場合は、願い出により追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、欠席した試験日から1週間以内に、追試験願を提出しなければならない。

(単位の認定)

第16条 単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業担当教員が行う。

2 演習及び実習の単位認定は、指導教員の合議により主指導教員が行う。

3 大学院学則第14条第2項の規定により修得した単位を、本学大学院において修得したものとみなす場合の単位の認定は、研究科委員会が行う。

(授業科目の単位算定の基準)

第17条 授業科目と授業時間の単位数の関係は、1単位の履修時間を、教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

授業区分	授業時間	自修時間 (学習内容)	摘要
講義	15時間	30時間 (復習、レポート、テスト等)	学期試験
演習A	15時間	30時間 (予習、発表、レポート、対話討論等)	ゼミA
演習B	30時間	15時間 (予習、訓練、対話討論等)	ゼミB
理論研究A 特別研究A	15時間	30時間 (予習、訓練、文献検索、対話討論等)	学期試験なし 研究報告書 学位論文
理論研究B 特別研究B	30時間	15時間 (予習、訓練、文献検索、対話討論等)	
制作研究A	45時間		学期試験なし 研究報告書 修士作品
制作研究B	30時間		

2 授業時間の区分は次のとおりとする。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50

(授業時間割)

第18条 各学年において、開講する研究科目・授業科目と授業要項及び授業時間割は、毎学年学期の始めに提示する。

第3章 博士後期課程での研究活動

(研究活動の実施)

第19条 博士後期課程の学生は、学位論文のための研究の一環として、プロジェクト研究に参加する等、研究活動を行う。

2 プロジェクト研究の進め方は、学生が指導教員チームの研究 (プロジェクト研究) に加わり、必要な分担をすることによって、博士後期課程の研究活動を遂行する。研究活動の進捗状況等を所定の研究会に出席して報告し、口頭試問を適宜受ける。これは、専門分野における深い研究能力はもちろんのこと、将来、研究指導者の素養として必須となるプロジェクトの進め方や管理法を実地に身に付けるためのものである。プロジェクトの形態としては、次のものを用意する。

(1) 本研究科内で指導教員が中心となって組織するプロジェクト研究

- (2) 本研究科と研究機関や企業との各種共同プロジェクト研究
- (3) 地場産業との共同研究で行われる各種プロジェクト研究

(研究報告書)

第20条 学生は、毎年度末までに当該年度までの研究報告書(様式博士3)を作成し、研究科長に提出しなければならない。ただし、学位論文審査を申請した者を除く。

第4章 博士前期課程の学位論文及び作品等

(学位論文又は作品の提出)

第21条 学位論文又は作品(以下「学位論文等」という。)を提出できる者は、研究科に1年以上在学している者で、18単位以上修得し、指導教員が承認した者とする。

(学位論文題目の提出及び学位論文等の提出期日)

第22条 学位論文等は、指導教員の承認を得て、指定の期日までに必要書類を添えて研究科長に届出なければならない。必要な書類については、「文星芸術大学大学院学位論文審査細則」で別に定める。

- 2 学位論文等は、指定の期日までに研究科長に提出するものとする。
- 3 学位論文等に関する日程及び手続き要領は次のとおりである。

月 日	事 項	備 考
研究科委員会において設定	論文等題目、学位審査願、論文等要旨、修士論文又は作品提出	必要用紙を受領の上、指導教員に提出 論文用紙は研究科の指示に従うこと
同上	論文等審査及び最終試験	口答試問及び面接
3月中旬	修了者発表	
3月下旬	学位記授与	

(学位論文等)

第23条 学位論文等は、1編とする。ただし、参考として他の論文等を添付させることができる。

- 2 学位論文等の審査の必要があるときは、研究科委員会は資料等を提出させることがある。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第24条 学位論文等の審査及び最終試験は、研究科委員会に審査委員会を設けて行う。

- 2 前項の審査の方法、最終試験及び課程修了の確認の方法その他必要な事項は学位規程による。

(研究報告書)

第25条 研究報告書は、指導教員の指示により作成する。例えば毎学年末又は学期末に研究の成果を研究報告書として提出する他、学位論文の場合は、その概要を項目で説明したものに参考文献等を記入、研究発表の資料とするもの。作品の場合は、作品の説明、制作の意図等を記載したもので作品審査での資料とするものなどをいう。

- 2 研究報告書の提出の時期等は、指導教員の指示による。

(授業科目の単位の認定)

第26条 授業科目の単位の認定は、必要な研究指導を受け、当該授業を履修し、原則として3分の2以上出席するとともに、試験の合格その他の要件を満たした者について所定の単位を与える。

(試験)

第27条 試験は各学期末にこれを行う。

- 2 授業科目の試験は各学期末に行う定期試験のほか、随時これを行うことがある。
- 3 研究科目及び演習科目の試験は、平常の成績をもってこれに代えることができる。例えばデータ等の整理やその結果についての研究報告書、レポートの作成など、教室外での学修や成果も評価するものとする。

第5章 博士の学位論文

(学位論文の提出)

第28条 学位論文は、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第29条 博士の学位論文は、第6条第2項に定める単位を修得し又は修得見込みの者で、かつ、学位論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験は、学位論文の審査終了後に行う。
- 3 博士の学位論文の審査及び最終試験に関する事項は、「文星芸術大学大学院学位論文審査細則」で別に定める。

第6章 教育方法の特例その他

(社会人学生のための教育上の特別措置)

第30条 大学院学則第11条に規定する教育方法の特例については、「大学院社会人学生のための教育上の特別措置」による。

(研究指導の委託に関する内規への委任)

第31条 研究科の学生で、他の大学院又は研究所において、研究指導を受ける者に関して必要な事項は、「文星芸術大学大学院芸術研究科における学生の研究指導の委託に関する内規」で別に定める。

(特別研究学生の受け入れに関する内規への委任)

第32条 大学院学則第52条で規定する、特別研究学生の受け入れに関して必要な事項は、「文星芸術大学大学院芸術研究科特別研究学生受け入れに関する内規」で別に定める。

(長期履修制度の運用内規への委任)

第33条 大学院学則第13条第2項に基づく、長期にわたる教育課程の履修運用については、「文星芸術大学大学院芸術研究科博士後期課程の長期履修制度の運用内規」で別に定める。

(在学期間短縮修了に関する申し合わせへの委任)

第34条 必要な単位を修得し、かつ、優れた研究業績を上げた者に対して、在学期間を短縮して博士後期課程の学位取得を可能にするための措置については、「芸術研究科後期課程の在学期間短縮修了に関する申し合わせ」による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、従来の文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成25年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、別表1については、平成30年度入学にかかる者から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

なお、平成31年3月31日に在学している学生については従前の例による。

別表第1（第6条第1項）

博士前期課程

専攻	科目群	授業科目	単位		修了要件単位数	
			必修	選択	内訳	合計
美術専攻	A群	造形文化特論	2		6単位	34単位
		芸術学特論Ⅰ	2			
		芸術学特論Ⅱ	2			
	B群	美術史特論Ⅰ	2		4単位	
		美術史特論Ⅱ	2			
	C群	芸術研究Ⅰ	2		24単位	
		芸術研究Ⅱ	2			
		芸術研究Ⅲ	2			
		芸術研究Ⅳ	2			

別表第2（第6条第2項）

博士後期課程

専攻	授業科目	単位		修了要件単位数
		必修	選択	合計
美術専攻	芸術特別研究	4		14単位
	創作研究Ⅰ	2		
	創作研究Ⅱ	2		
	総合研究指導Ⅰ	2		
	総合研究指導Ⅱ	2		
	総合研究指導Ⅲ	2		

(様式博士1)

主指導教員印	
--------	--

年 月 日

博士後期課程学外実習計画書

所 属
学籍番号
氏 名 _____ ㊟

下記のとおり学外実習を行います。

記

科目区分	
実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実習題目	
実習内容	
実習の場所	

(様式博士2)

博士後期課程学外実習結果報告書

文星芸術大学大学院芸術研究科長 殿

主指導教員 _____ ㊞

下記のとおり学外実習の判定を行いましたので報告します。

科目区分	
所属	
学籍番号・氏名	
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実 習 題 目	
実 習 内 容 の 要 旨	
判定欄	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可

(注) この報告書は、科目区分毎に作成し、教務課に提出すること

(様式博士3-1)

研究報告書

学籍番号		氏名	㊟
主指導教員	㊟	論文指導教員	㊟

研究題目 (研究テーマ)	
-----------------	--

研究概要と研究経過

(様式博士3-2)

研究報告書

学籍番号		氏名	㊦
------	--	----	---

業績・研究成果リスト						
番号	論文等の名称	単著・共著の別 著者名	発行 発表 年月	発行所、発表雑誌 等の名称	業績 区分	備考
学会発表リスト						
番号	発表者のタイトル	単著・共同発表 共同発表者名	発表 年月	発表学会等の 名称		備考
上記以外の研究の成果						

備考

1. 博士後期課程入学以後の業績について記載。
2. 毎年度末に研究科長に提出。
3. 論文については、業績区分欄に、査読付論文、プロシーディング、総説、解説等の区分を記載。
4. 投稿中の論文についても記載すること。ただし、備考欄に投稿中であることを明記した上、審査状況を記載すること。
5. 個展等の開催、公募展等の入選・入賞については、上記以外の研究の成果の欄に記入すること。

研究報告書

学籍番号		氏名	印
------	--	----	---

指導教員の所見

《主指導教員記入欄》

本年度の成果は当初期待した成果の %ぐらいである。
氏名 印

《論文指導教員記入欄》

本年度の成果は当初期待した成果の %ぐらいである。
氏名 印